

特定通常兵器条約（CCW）締約国会議における 自律型致死兵器システム（LAWS）規制議論の動向

—— 2022年度 ——

岩本 誠吾

Trends in Discussion on Lethal Autonomous Weapons Systems (LAWS) Regulations at the Conference of the Parties to the Convention on Certain Conventional Weapons:

FY 2022

IWAMOTO Seigo

1. はじめに
2. GGE 第1会期（3月7～11日）
3. GGE 会期間非公式オンライン会合
 - (1) 第1回会合（4月26・27日）
 - (2) 第2回会合（6月1・3日）
 - (3) 第3回会合（6月27・29日）
4. GGE 第2会期（7月25～29日）
 - (1) 7月25日の議論
 - (2) 7月26日の議論
 - (3) 7月27日の議論
 - (4) 7月28日の議論
 - (5) 7月29日の議論とGGE報告書の採択
5. CCW 締約国会議（11月16～18日）
6. まとめに代えて

1. はじめに

近未来に開発されるかもしれない自律型無人兵器を規制するための議論が国家間の国際会議で公式に行われ始めたのは、特定通常兵器条約（CCW）締約国会議がマンデート（議題）に「自律型致死兵器システム（Lethal Autonomous Weapons System, LAWS）」問題を取り上げた2013年以降のことである。LAWS非公式専門家会合が2014年から16年まで3回開催された。その後格上げされた政府専門家会合（Group of Governmental Experts, GGE）が³、2017年以降、毎年開催され、現在に至る。特に、これまでの議論の成果物として、2019年にGGEがコンセンサスで採択し、同年のCCW締約国会議も追認したLAWS規制に関する11の指針原則（guiding principles）¹⁾が挙げられる。

議論の進展が大いに期待された矢先であった2020年1月から、COVID-19のパンデミックによりGGEやCCW締約国会議は延期や中止となり、事実上、議論の中断を余儀なくされた。2021年は、COVID-19との共存方法を探りつつ、ようやく、GGEの審議が対面方式で20日間実施され、CCW締約国会議に替わる5年ごとに開催される第6回CCW再検討会議も対面方式で開催された²⁾。当該再検討会議の決定（CCW/CONF.VI/11）により、2022年のLAWS関連の会議は、3月7日から11日までの第1会期と7月25日から29日までの第2会期の合計10日間のGGE会合および11月16日から18日までのCCW締約国会議が予定された。

本資料は、LAWS規制に関して2022年でのGGEおよびCCW締約国会議においてどのような議論が行われたのかを概観するものである。その議論の中から、LAWS規制に関する傾向を把握するとともに、今後の展望を試みることにする。

2. GGE第1会期（3月7～11日）³⁾

2022年2月24日に、ロシアがウクライナに「特別軍事作戦」と称する軍事侵攻を実行した。これに対応して、国連緊急特別総会が3月2日に当該行動を「ウクライナに対する侵略」であると強く非難する決議（A/RES/ES-11/1）を圧倒的多数（賛成141、反対35、棄権35、欠席12）で採択した。そのような軍事侵攻の継続中に開催されたLAWSのGGE会合で、ロシアは、ロシアの政府専門家が軍事侵攻に対する制裁によりモスクワからジュネーヴへの移動が困難になる差別を受けたと苦情を述べた。ほとんどの代表は、ロシアの差別発言が馬鹿げたことだと反駁したが、その論争でGGE会合が2日間浪費された。残りの3日間の実質的議論も、ロシアの主張により、非公式交渉とされ、ウェブ放送が中止された。これは、NGOなど市民社会によるLAWS議論の追跡を排除するものであり、議論の透明性や市民社会の多様な意見の機会が失われる恐れを示している。

GGEは、3月9日から11日までの3日間で、今会期に付託された以下の3つの提案を基に議論した。

それらは、①米国主導の6か国提案⁴⁾、②英国提案⁵⁾、そして、③中南米諸国等によるAWS(LAWSではなく、Lethalを削除した自律兵器システム)に関する新議定書に至るロードマップ提案⁶⁾であった。①の米国主導提案は、GGEでの意見が分裂した状況の中でコンセンサスを得た指針原則に基づき、兵器の法的審査やリスク評価・軽減措置に関する優良実践事例(good practices)集の編纂を提言する。本提案に賛成発言もあれば、他方で、それは自律兵器の開発や使用にあまりにも許容的すぎるとの反対発言もあった。加えて、新たな基準を設定することなく現行法の繰り返しで問題を不明確にする傾向があり、使用上の必要な制限や義務を明確化することなく自律兵器システムの開発や使用にゴーサインを出す生態系を作ることになる、と批判もあった。

②の英国提案は、自律システムが倫理的に且つ国際人道法に従って使用される方法について理解を深めるために、教範(manual)または最良実践事例(best practices)集の作成を推奨する。英国は、具体的な教範例として、2008年の民間軍事安全保障会社に関するモントルー文書、2013年のサイバー活動に適用される国際法タリン・マニュアル、1994年の海上武力紛争サンレモ・マニュアルを列挙する。英国提案は、英国も共同提案国に含まれる米国主導提案と同様に、優良(または最良)実践事例や教範というソフト・ロー(法的拘束力の確立していない形成途上の法規範)⁷⁾を提案する。それゆえ、英国提案も、米国主導提案と同様の上記の批判を受ける。③の10か国提案は、米国主導提案や英国提案と正面から対立する多数派の見解であり、法的拘束力のあるAWSに関する新議定書の作成を改めて提案する。

GGEの第1会期最後の3月11日に、スイスが、23か国を代表して次回のGGE会合へのサイン・ポスト・ペーパー(手掛かり文書)としての共同声明⁸⁾を配布した。具体的な手掛かり(または指針)は以下の通りである。まず、GGEは人間が武力行使の決定を下さなければならないことを強調し、十分な人的関与と監視を確保するために自律兵器システムの開発、配備および使用に関する適切な規則制限が緊急に必要であることを承認する。そして、基本的な出発点として、国際人道法に従って使用できない自律兵器システムは開発、配備、使用されてはならず(事実上、すでに禁止されている)、人的制御なしに標的を選択し攻撃する自律兵器システムは、不法だけでなく倫理的にも問題があると承認する。それと併行して、それ以外の種類の自律兵器システムに関する国際人道法規則を確認する、たとえば、標的の種類制限;使用の期間・地理的範囲・規模;兵器システムの効果的監視を確保し時宜を得た介入や不活性化するために人間と機械の相互作用/人的制御の要件;情報が人間のオペレーターに伝わり、そのオペレーターが自律兵器システムを制御する権限が付与される明確な手続きを通じて、制限その他の規制を確定し合意する。

このように、GGEの第1会期では、様々な提案がなされたが、ロシアによるウクライナ侵攻やそれに伴うロシアの強硬姿勢の影響により、LAWSに関するGGE議論は十分に深まり進展するまでには至らなかった。

3. GGE 会期間非公式オンライン会合

GGE 第1会期から第2会期までの会期間中に、GGE 議長的主导下で、非公式オンライン会合が3回開催された。

(1) 第1回会合（4月26・27日）

4月26日から27日にかけて実施された同会合⁹⁾では、上記の3提案が、国際法適用に関する諸問題、禁止と規制の可能性および法審査の3点に焦点を当てて、議論された。

まず、AWSへのアプローチ対立について、米国主导6か国提案は、AWSの設計、開発、配備、使用に関連して国際人道法の履行を強化し、責任ある行動を促進することを意図している（GGEの多数派は賛同せず）ことから、当該兵器の製造や使用を前提としていることになる。フランスは、ドイツとともに、「完全型」AWSの禁止と「部分的」AWSの規制という2層（two-tier）アプローチを要請する。そして、本年には行動準則（code of conduct）が作成され、AWSの開発や使用を規制する国内の政策や措置の履行に繋がると信じ、米国主导案を支持する。

他方、米国主导提案に反論する国家は、兵器システムが存在する以前に優良実践事例集を作成することは不可能であり、まずは、行動準則や事例集の前にAWSの禁止・制限の法的枠組みを作成することが先決であると言う。実践事例集は、あくまで自発的であり、主として軍事大国の経験を基礎とし、犠牲国には全く発言権がない。優良実践事例という用語はAWSが有益であるとの考え方に繋がっており、CCWが兵器促進フォーラムとなる。加えて、ウルグアイは、行動準則や優良実践事例集の米国主导案は、信頼醸成措置として有益であるとしても、新兵器が登場した場合にそれでは国際人道法の法的欠陥を埋めることができないと批判する。

多くの国家は、2023年には次のGGEのマンデートとして法文書の交渉開始を要望し、ロードマップ提案を繰り返し主張した。また、生来、国際人道法の遵守が不可能な兵器を禁止し、それ以外の兵器システムは国際人道法の遵守を確保するために規制するという2層アプローチの支持が、近年、増加傾向にある。NGOの殺人ロボット禁止キャンペーン（Stop Killer Robots, SKR）によれば、当該アプローチは有意義に制御できず、人間を標的にするAWSの禁止を意味すると言う。スイスも、兵器システムの機能が推測できず、その効果が予測できず、その影響が国際人道法に従って限定されないものは禁止すべきであり、国際人道法に従って原則上使用できるAWSは国際人道法遵守のための規則を持つべきであるという。そして、当該規則の履行に必要な特定措置として、行動準則や優良実践事例やリスク軽減措置を位置付ける。

次に、禁止と規制の可能性に関連する兵器区分に関して、英国は、国際人道法に違反する自律兵器を禁止するという考え方に懸念を表明し、特定兵器のどのような特質が国際人道法に違反するのかを

問うた。それに対して、ニュージーランドは、兵器システム自体は禁止されていないが、その特殊な使用が禁止される例として、対人地雷条約ではクレイモア命令起爆装置 (Claymore command-detonated explosive device) は命令規律モード (command-regulated mode) でなければ使用できないことを強調した¹⁰⁾。そして、ドローンがすでに多様なモードで運用され、標的を選択し攻撃し得るシステムが出現しつつある状況の中で、コードによって兵器システムを使用できる方法に変更することができると主張する。

最後に1977年のジュネーブ諸条約第1追加議定書36条に規定された兵器審査条項について、行動準則派も法文書派もその重要性を認識しているが、その位置付けに相違が見られる。自発的措置派は、自らをどのような兵器システムが受け入れ可能か否かの最終判定者と見るのに対して、法文書派は、兵器審査が国内評価に基づいていることから主観的であり、問題のある兵器システムの開発や配備に対する標準化された保証措置を確保できないと批判している。

確かに、アルゼンチンが指摘するように、新兵器システムの評価能力を有する兵器生産国と兵器取得の評価能力のない兵器輸入国とのギャップがある。兵器審査メカニズムの標準化を達成するためにも、法的文書の中に、自律性を含む兵器審査に関する詳細な条項を入れることを提唱する。オーストリアは、兵器審査を適切に行うためには法的明瞭さが必要とされ、それがなければ、新兵器システムの評価基準線が低下すると懸念する¹¹⁾。さらに、兵器審査の在り方にも、旧システムに基づく情報交換方式は、機械学習技術を駆使したAWSでは通用しないと懸念が表明された。

(2) 第2回会合 (6月1・3日)

6月1日と3日に開かれた同会合¹²⁾では、人的制御、人的判断、人間と機械の相互作用、倫理的考慮、責任 (responsibility) と説明責任 (accountability)¹³⁾ が取り上げられた。

まず、人的制御、人的判断および人間と機械の相互作用に関する定義問題が取り上げられた。チリとメキシコは、抽象的な概念の議論よりも、たとえば、人的制御と理解される特定要素を確認しようと試みた。米国は、抽象的議論を超える自国提案の関連箇所 (11項 (d)¹⁴⁾、20項、29項) を強調した。他方、スイスは、戦場の霧 (fog of war)¹⁵⁾ での兵器使用が設計の意図にも拘らず、結果として無差別的となることから、米国主導提案11項が自律兵器の配備や使用よりも設計に焦点を当てている点を疑問視した。米国は、兵器が誤用されることを認識しつつも、本項は、生来 (by nature)、国際人道法上不法な兵器に焦点を当てていると反論した。パレスチナは、法文書の必要性の文脈から、規制規則の欠如のためにAWSが白紙委任状 (carte blanche) の下ですでに開発されていると認識すべきであると注意喚起した。

倫理的考慮に関して、法文書に消極的な国 (仏、印、日、韓、英、米) は、倫理は国際人道法に包含され、単独で議論すべきではないとの立場から、AWSの倫理的考慮の議論に慎重な姿勢を取る。

たとえば、AWSに関する最も倫理的な考慮は国際人道法の遵守の強化により対応できる（韓）、倫理と法は別の二つのシステムである（仏）、倫理は法に対する有益な補完物となり得る（米）、倫理は最良実践の推進に役立つ基準を提供できる（英）。スイスも国際人道法に倫理が組み込まれていることには同意するも、AWSの規範的および運用上の枠組みに現行法で未だ対象とされていない倫理的考慮を含める必要があると主張する。フィリピンも、機械が武力行使の決定において人間に置き換わるべきではないという倫理的最低ラインは、法原則ではないが、より根本的な何かであると指摘する。

オーストリア、アイルランド、フィリピン、スイス、赤十字国際委員会（ICRC）その他多数の法文書支持派は、倫理がAWSの議論において重要であり、当該兵器システムに対処するための原動力の中核部分であると看做している。アイルランドによれば、決定や説明責任を機械に移譲するのは法的に実行不可能であり、倫理的にも望ましくない。日本は、生死の決定を機械に移譲すべきではないとの倫理的命題に賛同しつつも、GGEでは説明責任を機械に移譲できないことはすでに合意していると言う。中国は、すべての国家がそれぞれの倫理的考慮を有することから、行動準則や最良実践指針の中でそれらを規定する措置を取るべきであると発言する。米国は、標的を選択し攻撃する兵器はすでに存在しており、誰も当該兵器が非倫理的だとか人間の尊厳と両立しないとか発言せず、ミサイルを探知し攻撃するシステムと人間を選択し攻撃するシステムとの区別が存在すると指摘する。

責任・説明責任について、ほとんどすべての代表がAWSの使用や効果に対する責任・説明責任は人間にあると繰り返した。これは人的制御の考え方と密接に関連し、ドイツ発言のように、人間は、AWSに対する十分な制御を保持しなければならない。他方、米国は、問題なのは技術や自律性ではなく使用の在り方であり、たとえば、AWSには行動を記録するシステム・ログがあり、システム使用の調査が容易にできるという。そして、米国主導提案の特定の措置は、11項(c)¹⁶⁾および(d)に規定する肯定的・否定的な条件のように、責任や説明責任の強化を目的とし、命令に対する責任を故意に害するような兵器の製造を回避しようとしているという。では、これらの規定がなぜ法文書での一般的禁止の基礎として使えないのかと、アイルランドは問い返した。

違反を犯すように設計されたシステムよりも結果としての文民被害が発生する偶発的事件のリスクに注目するニュージーランドの見解について、米国は、それは時として悲劇であり不可避であるが、必ずしも国際人道法違反を意味しないという。

法文書と優良実践事例の間に融和性があるとの見解（フィリピンやウルグアイ）もあったが、この2日間の議論では、兵器や武力行使に対する有意義な人的制御、責任と兵器の効果に対する説明責任および強い倫理的基準を保証する法文書の支持が、全体的に優勢であった。他方、米国主導提案の諸国は、自発的措置や国家実行の共有が唯一実行可能な方向性であると位置付けていた。

(3) 第3回会合(6月27・29日)

6月27日と29日に実施された会合¹⁷⁾では、リスク¹⁸⁾の確定と評価、軽減措置(27日)および人間と機械の相互作用に関する優良実践事例(29日)に焦点を当てて、議論された。

リスクの確定と評価に関して、フランスは、米国主導提案25項¹⁹⁾を強調し、さらに、当該12項²⁰⁾が「特に、人間がその時に利用可能な情報の評価に基づき誠実に一定の判断をする」ことが求められると指摘した。米国は、その提案の中に含まれた「意図せざる交戦(unintended engagement)」²¹⁾という概念が、文民や意図せざる軍事目標への攻撃リスクに対処できると主張する。オーストリアは、以前にAWSにより精密性が向上するという議論を論破してきたが、さらに、自己学習システムのように制御できないリスクがあることを強調する。ウクライナは、すべての技術システムにリスクの可能性があるが、レベルの違い(より低い、低い、高い、危機的)があると示唆する。オーストリアによれば、リスク問題は2019年のGGE報告書でも十分議論されたが、兵器のリスクが明確でない場合にその解決策を議論しても意味がない。スイスも、軽減措置に飛び移る前にリスクを理解することが重要であるという。ICRCは、リスクの根源であるAWSの機能プロセス(使用者が特定の標的も武力行使の正確なタイミングも場所も選択しない、すなわち、当該兵器の使用効果を予期することも制御することも困難となる)に着目し、リスク対処として若干のAWS禁止とその他のAWS制限の必要性を主張する。そして、自律兵器が何に対して、どこで、どのように使用されるかを含めて、当該兵器規制に合意することは現実的であると付け加える。米国は、AWSが生来的に問題ありとのICRCの認識に同意せず、米国主導提案が過去の結論を再生し、当該兵器の特徴の理解を促進しようと試みていると反論する。

6月29日には、米国は、米国主導提案で言及した「意図せざる交戦」の偶発的事件を軽減するためにも、新興技術や自動化の活用での優良実践事例を考察する必要があるという。英国は、GGEでのリスク議論の大半がAIのリスクについてであり、過剰の規制や法文書によるリスクや国際人道法の適用により役立つAI能力の効果についてあまり議論されていないと指摘する。

軽減措置について、日本は、米国主導提案29項はコンセンサスで合意された文言であり、優良実践事例やリスク軽減処置を共有することの重要性を指摘する。米国によれば、米国主導提案29項は過去のコンセンサスに基づき、文民へのリスクよりも広い「意図せざる交戦」概念の下で組み立てられている。さらに、当該提案はバイアス防止措置が含まれていることが強調された。他方、SKRは、リスク軽減のために、各国の解釈や履行の不一致を生む非拘束的な原則や実践事例ではなく、禁止と規制を組み合わせた法文書の必要性を主張する。そして、有意義に制御できないAWSとヒトを標的とするよう設計されたAWSの2種類の禁止を提言する。

人間と機械の相互作用に関する優良実践事例について、米国主導案20項には、人間と機械の相互作用分野での優良実践事例が12例²²⁾(8例は、以前採択されたGGE文書から引用し、4例は新たに規

定された) 含まれている。米国は、優良実践事例が不十分であり新規則が必要であるとの議論に対して、優良実践事例が全体的な解決策とは見ておらず、どのような新基準を開発すべきかについての理解を促進するのに役立つと説明する。

SKRは、人間と機械の相互作用を、人間がAWSに対する有意義な人的制御を行使することが可能か否かを決定する上で考慮すべき要素の一つであるとした上で、人間のオペレーターがその運用の時間や領域を制限するためにそのシステムと相互対話できるようにすべきである。また、国際法や倫理の遵守を確保するために適切な場合には、武力行使を阻止するためにそのシステムを無力化できるようにすべきであるという。

上記の3点以外に、オランダは、国際人道法に従って使用できないAWSの禁止と国際人道法に従って使用できるAWSの2層アプローチの有益性を支持する。中国も、過去のポジション・ペーパーでの「受け入れ可能 (acceptable) なAWS」と「受け入れ不可能 (unacceptable) なAWS」の概念を基に、「受け入れ不可能なAWS」を新たなCCW議定書で禁止することを提案する。

今後のGGE作業について、フィリピンは、自発的措置の米国主導提案を理解しつつ、自発的措置は、法文書に添付できると示唆する。反対に、米国は、GGEへの低レベルの熱意や参加状況を嘆く。このように、米国主導提案の自発措置派と法文書支持派の対立が、従来の議論と同様に、繰り返された。

4. GGE 第2会期 (7月25～29日)

7月25日からのGGE第2会期に先立ち、4つの新たな作業文書(ロシア、西欧7か国共同、中国、中南米その他8か国共同)と議長によるGGE報告書案が提出された。

(1) 7月25日の議論²³⁾

今までの議論で共通認識が広がりつつあるが、コンセンサスによるGGE報告書の採択を阻害する要因がまだ残っていた。その主要な阻害要因の一つは、ロシアがAWSに関して禁止はおろか新たな規則や規制すら必要であるとまだ容認していないことである。ロシアは、その作業文書²⁴⁾が示すように、現行国際人道法のLAWSへの適用可能性についてのみ議論している。また、ロシアがLAWS使用の潜在的な長所(人的ミスがない、宗教・偏見・感情に左右されない点など)に言及したことに、他の諸国家が懸念を表明した。

各提案に対する相互の議論において、まず、スイスは、米国主導提案の自発的措置は有益であるが、法規則の補完物でしかなく、その代替物にはなり得ないと批判する。それに対して、米国は、モントルー文書の如く、非拘束文書を通じて国際人道法が漸進的に発展する歴史が存在すると反論する。西欧7か国共同作業文書²⁵⁾は、完全な自律型致死兵器システムの違法化と自律性の特徴を持つ他の致死

兵器システムの規制化の2層アプローチを提唱するが、何が禁止され、何が規制されるか、の意見の相違がまだ残されている。中国の作業文書²⁶⁾は、受け入れ可能な兵器システムを規制し、受け入れ不可能なものを禁止する。その受け入れ不可能な特徴を5つ(致死性、自律性、終了の不可能性、無差別的殺害、人間の想像を超える自律学習による進化)列挙している。5つの特徴をすべて持つ自律兵器システムを禁止する法文書を、盲目化レーザー兵器議定書の事例に倣って検討できると主張する。また、その作業文書によれば、受け入れ可能な自律兵器システムは、高度な自律性を有するが、常に人的制御下にあり、何時でも人間が停止できるものを指す。

カナダは、中国が致死性を強調することで、非致死性兵器の製造・使用が可能となる恐れに疑問を呈する。その疑問に対して、中国は、5つの特徴をともに考慮しなければならず、当該作業文書は致死性の問題だけを見ているのではないと反論する。ロシアももっぱら致死性兵器システムに焦点を当てているが、これはGGEのマンデートを反映したものであると述べる。ベネズエラは、非致死性兵器でも無差別的使用のリスクが皆無にできないので、規制が必要であると主張する。

広く受容された共通認識として、標的の選択・交戦での自律的機能を有する兵器システムという特徴や、国際人道法、国際人権法や国際刑事法の適用に対する自律兵器システムの使用に伴う深刻なリスクが挙げられる。また、禁止の定式化方法に重大な相違があるものの、十分にもしくは有意義に制御できないかまたは責任ある命令系統外で活動する兵器システムの禁止の必要性や受容可能性の決定における人的制御の中心性は、十分に確立しているという。

人的制御のための規制に関して、事実上すべての国家が、明確に禁止されない広範囲にわたる自律兵器システムの規制(標的の種類、運用の期間・地理的範囲・規模)の必要性を認めているという。そして、ほとんどの国家が、そのような規制を国家レベルの最良実践事例ではなく法文書の一部とすべきであるとの見解に立っている。フィリピンは、法文書派を代表して、中南米その他8か国共同作業文書²⁷⁾が以前付託されたロードマップに沿って考察されるよう要望する。

(2) 7月26日の議論²⁸⁾

自律兵器の利点について、印・露・米は、AWSが文民へのリスクを低下させ、兵器に対する制御を高めるとの信念を繰り返し述べた。他方、ここは軍事的技術の長所を述べる兵器促進フォーラムではなく、軍縮・不拡散フォーラムであると批判がなされた。法的文書と自発的措置の対立に関して、日本によれば、米国主導提案は、現時点で国際社会が合意できる所を要約したものであり、将来の更なる努力(法文書の交渉)を疎外しない。米国も、幾つかの規定(10項および11項²⁹⁾)はすでに法的拘束力のある規範として認められていることから、当該提案は法文書ではないが、その全条項が非拘束的というわけではないと反駁する。キューバは、この会議室の3分の2の代表が法的文書を要望していると指摘する。

2層アプローチに関して、ほとんどの代表が、表現は異なるが、受け入れ不可能な兵器システムと規制措置の必要な他のものというそのアプローチを是認している。イタリアも、2層アプローチは、新技術の発展を阻害することなく、十分な程度の人的制御の余地を残し、人間の責任・説明責任を保持していると確信している。一方で、ロシアは、2層アプローチについて二つの疑問を提示した。一つは、国家が特に文民に被害を与えるように設計された兵器システムを意図的に開発する事態が想像できないこと、もう一つは、この様式がなぜAWSだけに使われ、すべての兵器システムに拡張されないのか、という疑問である。

CCWのフォーラムに関して、米・露はAWSの議論がCCW内で行われるべきと考える。パナマは、CCWはコンセンサスでAWSに関する法文書を交渉し採択でき、その上で、国家は、それを批准するか否かの決定権を常に保持していると説明する。アイルランドは、CCWがAWSのフォーラムであるためには、審議が結果として実質的な成果物とならなければならないという。

特徴と定義に関して、米国は、「AWS」「LAWS」「完全なLAWSと自律性の特徴のある他の兵器システム」「受け入れ可能な・受け入れ不可能な兵器システム」と様々な文言が使われていることを指摘し、米国主導提案は過去にコンセンサスで合意された「LAW分野での新興技術(emerging technology in the area of LAWS)」を使用しているという。日本は、LAWSがどのように法的に禁止または制限されるかを決定するためには、法的評価を自律性の程度ではなく、国際人道法との適合性との関連で行われるべきと主張する。

人的制御に関して、ロシアは、国家は現行の国際法規範に従うためにある種の人的制御を維持する必要があると考え、命令系統に部分的または完全な不活性化を含む介入方法を提供する必要があると提言する。同国の作業文書³⁰⁾によれば、AWSの使用責任は、当該兵器の使用命令を下す個人にあるという。

二日目の7月26日³¹⁾の午前のセッションでは、議長によるGGE報告書草案³²⁾の議論も始まった。報告書草案の「CCWがLAWS分野での新興技術問題を取り扱う適切なフォーラム(the appropriate forum)である」(3節15項)の表現で、「the」なのか「an」なのかが議論された。LAWS問題は、国連人権理事会その他のフォーラムで議論されており、唯一のフォーラムでなく、2019年の指針原則(k)³³⁾で「an」が使用されていたので、米国などは「an」に同意した。他方、アルゼンチン、フランス、韓国、インドは「the」の保持にこだわった。

(3) 7月27日の議論³⁴⁾

三日目の7月27日は、報告書草案の「結論」部分の3節の残りの部分が議論された。15項に関して、ドイツは、GGEが、今年、具体的成果物を出すことが不可欠であると言う。16項は、GGEが、現行の条約議定書の事例ならびに規範的および運用上の枠組みに関する他の選択肢の考慮を含めて、以下

の諸要素または可能な措置を「是認した (endorsed)」と規定した。その「是認」という文言に対して、GGEは措置を是認する権限がないので、「考慮した (considered)」か「コンセンサスで作り上げた (elaborated by consensus)」に置き換えるよう提案がなされた。

17項³⁵⁾に関して、日本は、「保有、開発および配備」について、まず、AWSの使用に関する「禁止と規制」でのコンセンサスを形成し、その後「保有、開発、配備」を議論することが重要であると指摘する。逆に、アルゼンチンはそれらに兵器の「取得」と「移転」を追加するよう提案する。スイスは、17項 (a) の攻撃の効果が「予期または制御」できない箇所に、「理解 (understood)」の追加を提案する。攻撃時の「予防原則」について、英国は、実行可能な予防措置を取るとの要求は国際人道法「原則」としてまだ普遍的に承認されていないので、攻撃時の「予防の要求 (requirement of precautions)」に置き換えるよう提言する。ロシアは、17項による若干の兵器を禁止しようとする試みは時期尚早であるという。チリとメキシコは、17項 (c)³⁶⁾として新たな禁止の追加を提案する。また、アイルランドは、「違法な兵器は違法である」というトートロジー (同義語反復) にならないように警告する。SKRは、17項での「制御 (controlled)」を歓迎するが、「有意義な人的制御 (meaningful human control, MHC)」への言及の必要性を訴える。人間を標的にするシステムの禁止も、その中に追加するよう要請する。

午後のセッションでは、報告書草案18-22項について議論された³⁷⁾。18項³⁸⁾に関して、ICRCによれば、「意図せざる交戦」は国際人道法上の用語ではなく、チリとメキシコはその用語の削除を提案する。パキстанは、GGEの役割は兵器システムに対する有意義な人的制御の確保であると指摘し、チリとメキシコは、18項が有意義な人的制御を確実にすべきであることに賛同する。SKRは、18項が国内の最良実践事例ではなく法的文書における積極的な義務として反映されるべきとの意見に賛同した。18項 (b) の「システムが作用する期間、地理的範囲や規模」と「自己破壊、自己不活性化または自己中立化」は、異なる概念であるため、別に規定すべきとの意見が見られた。18項 (c) に関して、米国は、多くの決定は兵器システムの使用ではなく、標的化プロセス、諜報評価、作戦計画などの一部として事前に下されるので、「その使用状況において」を「攻撃の計画・実施時」に置き換えるよう提案した。

18項 (d) に関して、パキстанは、本報告書はリスク軽減措置に関するものではなく、リスク評価は国内措置であることから、その削除を示唆した。チリとメキシコも、リスク評価と対応措置に伴うものが不明なので、同項 (d) の削除を提言する。彼らは、リスクは内在的であり、それ故、リスク回避措置は、禁止を通じて、リスク防止は規制を通じて、促進すべきと主張する。彼らは、リスク軽減を規律すべき異なるカテゴリーではなく、禁止や規制の根拠と理解している。

18項 (e) に関して、自動化バイアス (automation bias)³⁹⁾ やAIのアルゴリズム・バイアスへの言及の削除要求や修正要求がある一方で、SKRは、バイアスの縮小だけでは不十分であり、我々がヒトを

標的として設計されたシステムの禁止を要求する中心的根拠はバイアスの防止であるという。

18項に関連して、中国は、AWSの制御可能な使用方法の決定を支持するも、AWSの規制措置を決定する際に、各国の国内事情（技術的發展度合いなど）を考慮すべきと主張する。同様に、ロシアも、人的制御は重要であるが、国際人道法を誠実に遵守するための特定の形態や方法の決定は、国家の自由裁量に任せるべきであるという。

19項⁴⁰⁾に関して、ICRCは、国際人道法上、文脈関連での人的判断が必要とされていると認識されていることを歓迎する。「善意の（good faith）」の人的判断について、チリとメキシコは、当該用語が、法的制度に挿入されると、説明責任を制限し無責任さを無視するように解釈されかねないので、「good faith」の削除を要求する。

20項⁴¹⁾に関して、スイスは、国家責任への言及を歓迎しながらも、個人の刑事責任への対応も要望する。また、アルゼンチンは、GGEがAWSの国家使用だけを規律しようとしているのか、非国家行為者・非国家武装集団による使用も規律しようとしているのか、問いたず。

21項⁴²⁾に関して、パキスタンは、当該条項がジュネーブ諸条約第1追加議定書36条や指針原則の再録なので、削除を求めた。チリやメキシコも、その削除に賛成しつつ、その価値を高めるのであれば、兵器審査に伴う詳細な事項（AWSの属性や効果の理解を可能にする評価、信頼性や予測可能性の技術的能力の数値化、任務や標的の種類に関する適切な制限の確認、予防アプローチの保証など）を加えるべきという。

22項⁴³⁾に関して、議長は、本項は拘束的または包括的な構成を意味せず、その意図は将来發展させることができるようにGGEが選択した対応すべき点を言い直すことであると説明した。

(4) 7月28日の議論

7月28日の午前中に、報告書草案について（3節：結論の21・22項、4節：勧告の23項）が議論された⁴⁴⁾。22項に関して、検討され得る措置について合意がないので、当該事項の削除を提案する国（インド）もあれば、当該事項の保持を主張する国もあった（ウルグアイ）。

市民社会（NGO）の参加に関して、あるNGO団体が人権法への言及を含める重要性を強調するために発言したが、ロシアの議事進行に関する発言（a point of order）により阻止された。ロシアは、会議手続き規則49条⁴⁵⁾によれば、市民社会の発言は許されるが、文書の修正を提案できないと言う。このロシア発言に対して、未だかつて市民社会が発言し報告書案のコメントを行うことが許されなかった会合の記憶が全くないと、幾つかの国家が反発した。議長は、現行の慣行によれば、部会は市民社会の十分な参加を認めており、手続き規則49条の制限は推定できない、と裁定を下した。それでも、ロシアは主張を変えず、議長は、それを自らの裁定に対する異議申し立てであると解釈した。多くの国家も議長裁定を支持したことから、議長は、その裁定に反対するコンセンサスがなかったも

のとして、NGOに発言の機会を与えた。

勧告の23条⁴⁶⁾(a)に関して、チリとメキシコは、法文書への明確な言及を望んだが、「規範的および運用上の枠組み」で充分であるとコメントした。また、次年度の考察との関連での「強化(intensify)」の文言に法文書の交渉という次のステップを読み込む国家もあった。SKRは、同項をマンデートの繰り返しであり、それは、諸国家がAWSの提起する深刻な問題に対する対応に失敗したことを示すものであると批判する。

23項(b)について、それは、GGEのマンデートを超えている(露)、超えていないが余分である(米)、と指摘された。また、同項は提案の作成が焦点であることを明確にし、2層アプローチのような方向性に言及すべきである(オーストリア)との意見も出された。

23項(e)について、ドイツは、20日間の会合を提案した⁴⁷⁾。ロシアは、10日間の会合を提案し、チリやメキシコ、パキスタンがそれに賛同した。議長は、本年GGEが10日間の作業と定められたが、時間が短くて作業が終了したことを指摘した。

7月28日の午後⁴⁸⁾は、報告書草案の1節(序説)と2節(政府専門家会合の組織と作業)の第2読を行った。そこでは、ロシアは、3月会合を非公式とし、実質的な審議をしたのは7月25日と26日だけであると報告書に反映させようとした。他方、3月会合でもすべての7月会合でも、実質的な審議が行われたと反論がなされた。

(5) 7月29日の議論⁴⁹⁾とGGE報告書⁵⁰⁾の採択

GGE最終日に、ロシアが、再び、市民社会を会議室から締め出そうと試みた。しかし、多くの国家が市民社会の参加権を支持し、議長もNGOの参加権を認める昨日の決定を確認した。このような議事進行の妨害だけでなく、議事内容に関しても、一部の反対により、前述の報告書草案で明確な法的対応の基礎を形成できる重要な要素の多くが取り上げられていたが、採択された報告書では、実質的な内容(報告書草案17項から22項)すべてが削除された。そして、GGEの次年度のマンデートも、今年度の繰り返しとなった(4節:勧告、20項)。加えて、2023年度のGGE会期日数に関しても、ロシアが10日間にこだわり続けたことから、その問題はGGE内で解決できず(草案23項(e)の削除)、11月の締約国会議に持ち越されることになった。

具体的な報告書の内容に関して、1節4項で3回の非公式会合があったことを記述する一方で、2節5項で、3月のGGE第1会期(7~11日)の9日から11日までの会合を「非公式」と明記した。これは、ロシアの主張を受け入れた結果と思われるが、非公式会合での議論を正式なものと看做さないことを意味する。また、草案13項では提出された作業文書等が明記されていたが、それらは報告書のAnnex II(文書リスト)に移され、形式的に取り扱われた。草案15項で規定されていた「CCWがLAWS分野での新興技術問題を取り扱う適切なフォーラム」が削除され、報告書17項には、GGEでの各国の

見解（立場）が列挙され、コンセンサスには程遠い状況を示した格好となった。具体的には、① CCW 枠内での法的文書、②非法的文書、③国際人道法上の現行義務の履行の明確化、④国際人道法に基づく禁止と制限の選択肢、⑤更なる法的措置を不要とする選択肢、である。

このように、2022年のGGE報告書は実質的な骨抜き状態にされた。そのため、NGOからは、CCWが自律兵器問題を取り扱う一つの適切なフォーラム（an appropriate forum）か唯一の適切なフォーラム（the only appropriate forum）かについて議論した9年間の時間は全くの無駄であり、CCWは最も不適切なフォーラム（the least appropriate forum）であると酷評された⁵¹⁾。

5. CCW 締約国会議（11月16～18日）

CCW 締約国会議が11月16日から18日まで開催された。初日の16日⁵²⁾には、一般的な意見交換がなされた。自律兵器に関して、GGEが1国（著者注：おそらく、ロシアを指しているのであろう）の行動で重要な手続き問題に直面したことの指摘（ニュージーランド）や諸国家間で共有された理解がGGE報告書に反映できなかったことを悔やむ発言が見られた。法文書交渉のための新たなフォーラムを要求するNGO団体が増加しつつある中で、カナダ、インド、イスラエル、トルコ、ロシアは、CCWが適切なフォーラムであると繰り返し発言した。また、国連総会第1委員会第70か国の共同声明⁵³⁾が配布されたことが想起された。次のステップとして、コスタリカが2月23・24日にサンホセで開催するAWS関連の地域会合に全CCW締約国を招待した。ルクセンブルグも、2023年春に当該兵器のリスク問題に関する包括的プラットフォームを提供する会議を組織すると公表した。

GGE報告書に関して⁵⁴⁾、多くの代表が、自律兵器の禁止と規制の組合せの2層アプローチを支持した。「原則と善良実践事例」提案をした米国は、多くの国が法的文書交渉を望んでいることを承知しているが、時期尚早と感じる他の多くの国があることも明らかである現状を踏まえて、GGEでコンセンサスを得る最良の道として米国主導提案があると訴える。また、その共同提案は法文書に関する将来の作業を妨げないと説明した。法文書の交渉を求める声も多く聞かれたが、ロシアは、モラトリアムを含む、AWSを規律する法文書に反対であること、そして、国際法はLAWS分野での新興技術を使った兵器やヴィークルに完全に適用可能であり、現代化も適合化も不要であることを再度想起させた。CCW 締約国会議でも、GGEでの議論と同様に、法文書派、善良実践事例（非法文書）派および追加的な法的措置不要派の対立も、次年度のGGE会合の日数に関する20日間（米・英・仏・独その他）と10日間（露）の対立も、解消されることはなかった。

他のフォーラムに関して、前述の70か国共同声明が国連総会第1委員会第70か国共同声明が配布されたことは、一つの大きな刺激であった。NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチは、一握りの軍事大国が進展を阻害していることを嘆き、CCW 枠外に出て条約作成過程を開始するよう提唱している。他方、EU、フ

ランス、ドイツ、ニュージーランド、ポーランド、ロシアは、CCWがAWS問題の「最適な (most appropriate)」フォーラムとの見解を確認した。

また、国連人権理事会において、「軍事領域での新興技術の人権上の含意」と題する決議⁵⁵⁾がコンセンサスで採択された。ICRCは、国連第1委員会であれ、人権理事会であれ、コスタリカやルクセンブルグの招待会議であれ、国際レベルでの迅速な行動に移すことを期待する。

なお、中国は、CCW締約国会議にポジション・ペーパー⁵⁶⁾を提出した。中国は、人民中心 (people-centered) アプローチおよび善良のためのAI (AI for good) 原則の下で、倫理を最優先し、AI倫理規則や説明責任メカニズムの確立を提唱する。研究・開発においても、政府は、研究開発団体が、すべての研究開発過程に倫理を自発的に組み込み、深刻な結果を惹起する技術の尚早の使用を回避し、AIが常に人的制御下にあることを確保するよう要求すべきと述べる。重ねて、国際共同研究活動のためのAI倫理規制の強化を訴えている。

11月17日⁵⁷⁾に、議長がCCW締約国会議最終報告書第1草案を提出し、パラグラフごとの第1読会を実施した。第1草案でのLAWS関連の記述は、マンダートの26項とGGEの開催日および開催日数の28項(c)であった。マンダートに関して、最終的には、以前の再検討会議やGGE報告書で使われた表現を借りて、特に目新しい表現も内容もなかった。また、GGE会合の日数に関して、10日、15日、20日の提案があったが、最終的には、10日(3月6～10日、5月15～19日)と決定した。そして、最終日の11月18日に採択されたCCW締約国会議の最終報告書⁵⁸⁾では、LAWSに関して30、31、32項が、GGE会合に関して37項(b)が、規定された。

6. まとめに代えて

以上、2022年度におけるCCW枠内でのLAWS規制の議論を概観してきた。結論として、2022年度も各国の頑なな見解の対立状況が続き、具体的な成果だけでなく、それを生み出す兆候すら見いだせないまま、2023年度にバトンタッチをした感がある。その対立原因は、色々と考えられる。

第1に、未来戦のゲーム・チェンジャーとなり得るAI(人工知能)搭載の自律兵器の発展過程に対する態様の違いがある。軍事大国の研究開発国は、AIの軍事利用という観点からそのメリットとデメリットを考慮しながら、当該兵器の研究開発を推進している。そのため、AI規制が必要であるとしても、現時点では、段階を踏んで(ステップ・バイ・ステップ)の規制を望む消極的・漸進的な姿勢を取る。軍事大国は、他方の仮想敵国が研究開発を中止するか相互に中止しない限り、軍事的対立に打ち勝つためにも研究開発の継続を余儀なくされているという側面もある。他方、軍事弱小国の非研究開発国は、将来、自律兵器の行使対象となる危険性や軍事大国との軍事的格差の拡大を食い止めるために、当該兵器の出現前に積極的に軍事大国の暴走を阻止し、その手足を法的に縛ろうとする。当然、

AI兵器規制は、軍事弱小国にとって不利に働くこともなく、むしろ、有利に働くからである。

両者とも、将来どのように発展するのか見当もつかない（人間の能力を凌駕するかもしれない）AIの科学技術能力に漠然たる脅威を感じてはいるが、前者はAIの研究開発の進展とともに、可能な限り、AIとの両立を図ろうと考える。他方、後者は、倫理規範を前面に押し立てて、AIの規制を強化しようとする。

第2に、CCW枠内での議論に対する態様の違いがある。LAWS問題の議論の場としてCCWが選択された2013年以降、内在的矛盾が存在する。一方で、CCW自体が、特定の通常兵器の使用禁止および制限を対象としている国際人道法の領域内にあることから、あくまでLAWSの使用禁止および制限だけを目的とする諸国家がある。他方、そのようなCCWの枠内で、特定の通常兵器の全面禁止（使用だけではなく、研究・開発、製造、保有、配備、移転、取得等などの禁止）、すなわち、軍備管理軍縮法の領域を目指す諸国家がある。以前、1980年のCCW第2（地雷）議定書の改正作業の中で、対人地雷の使用禁止・制限を強化した1996年の改正第2（地雷）議定書に満足できない諸国家が、有志連合方式によりCCW枠外で軍縮条約の対人地雷禁止条約を1997年に作成した事例がある。また、CCW枠内が軍縮条項の議論で紛糾し、CCW枠内での合意が成立しないまま、CCW枠外で2008年に作成された軍縮条約のクラスター弾条約の事例もある。国際人道法と軍備管理軍縮法は別体系の法領域であるので、軍縮条項をCCW枠内で議論することに、当初より、法構造上、無理があった。

第3に、諸国家間に議論の対象にブレ・拡大がある。CCWのマネートは、LAWSが示すように、対物破壊用ではなく、対人殺傷用のLethal（致死）兵器が議論の対象であり、現在のマネートもそうである。そのため、議論の当初に繰り返された「ヒトの生死を機械に委ねてはならない」という標語が、LAWS規制の大きな倫理的根拠であり、LWS規制の推進力となっていた。しかし、2021年ごろから、Lethalを外して広くAWS（自律兵器）全体に規制をかけようとする提言が見られるようになった⁵⁹⁾。ここでの倫理的根拠は、従来から主張されてきた「武力行使（兵器の使用）は、人的制御下になければならない」という標語である。これは、武力行使に対する国家・ヒトの説明責任とともに、AWS規制の正当化根拠となっている。米国が指摘するように、2022年の議論でもLAWSとAWSが併存している。これが、議論の混乱を招く要因の一つであると思われる。

第4に、行動準則や優良（最良）実践事例などソフト・ローに対する見方の違いがある。米国等は、行動準則や実践事例などの自発的措置が将来の法規制に繋がる可能性を指摘する。しかし、法文書派は、自発的措置やソフト・ローでの成果物ができれば、国際法政策論としてのモメンタムが低下し、国際立法（ハード・ロー）まで行き着かなくなると恐れている。法文書の補完物であるとしても法文書へと発展する可能性のあるソフト・ロー概念は、追加的な法規制に強固に反対する国（ロシア、イスラエルなど）が存在する現状からすれば、最もコンセンサスを得やすい中間的・妥協策であるかもしれない。

また、最先端の科学技術を扱う宇宙やサイバー空間に関する国際法領域は、法文書の作成が極めて困難な状況にあり、結果として、その実務的穴埋め策としてのマニュアル作成が積極的に試みられている⁶⁰⁾。LAWS分野でも、法文書派だけでなく、追加的法規制反対派も、ソフト・ローの存在意義を再認識する必要があるだろう。

第5に、会議手続き規則におけるコンセンサス方式についての理解の相違がある。今回の議事進行に大きな障害となったのは、ロシアの極端な非妥協の態度であった。特に、ロシアのウクライナ軍事侵攻の影響もあり、ロシアの反対意見が、あたかも全会一致制や拒否権の如く、悪用された。一般的合意であるコンセンサスによる方式は、明白な意思表示を求める表決方式と異なり、ある程度の妥協を前提とした意思決定方式である⁶¹⁾。CCWの成立も、その成立過程から、「望ましいことと可能なこととの間の妥協の産物を達成する努力の中で、当時の状況において実行可能な最大限の成果」⁶²⁾であったことが想起される。

2022年度のLAWS規制議論は、GGE報告書でもCCW締約国会議最終報告書でも、文面上、全く進展が見られなかった。しかしながら、国連総会第1委員会で配布された70か国声明が示すように、国際人道法に従って使用できない自律兵器の「禁止」とその他の種類の自律兵器の「規制」という2層アプローチが、実質的な議論の中から共通認識として確実に生まれてきた。今後、2層アプローチの肉付けの議論が注目される。

本格的にLAWS規制が議論されてから10年目に当たる2023年度は、上記の5つの障害原因を回避しながら、2層アプローチを基に、少しでも進展することが期待される。もし何らかの成果やその兆しが見られなければ、CCWでの議論の存在意義が疑われるであろう。

注

- 1) 指針原則について、岩本誠吾「AI兵器と国際法と倫理規範—LAWS規制の現状と展望」弥生・山田編著『AI・DXが変える現代社会と法』商事法務2021年95-98頁。
- 2) 2020年および2021年におけるLAWS規制の議論について、岩本誠吾「自律型致死兵器システム(LAWS)規制—多層的・多角的アプローチからの規制の試み—」『軍縮研究』11巻1号2022年5月8-12頁。
- 3) Ray Acheson, “We will not weaponize our way out of horror,” *CCW Report*, vol. 10, no. 2, 14 March 2022, pp. 1-5, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/reports/CCWR10.2.pdf>, accessed 24 December 2022.
- 4) *Principles and Good Practices on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems Proposed by: Australia, Canada, Japan, the Republic of Korea, the United Kingdom and the United States*, March 7, 2022, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/USgroup_March2022.pdf, accessed 26 December 2022.
- 5) *United Kingdom Proposal for a GGE Document on the Application of International Humanitarian Law to Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapon Systems (LAWS)*, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/UK_March2022.pdf, accessed 26 December 2022.

- 6) 本ロードマップは、共通基盤の承認、共通基盤の詳述、議定書交渉の勧告という3段階から構成されている。
Draft Proposal: Roadmap Towards New Protocol on Autonomous Weapons Systems Submitted by the delegations of [Argentina, Costa Rica, Guatemala, Kazakhstan, Nigeria, Panama, Philippines, Sierra Leone, State of Palestine, Uruguay], https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/G13_March2022.pdf, accessed 26 December 2022.
- 7) ソフト・ローの対義語は、ハード・ロー（法的拘束力の確立した法規範）である。
- 8) *Intervention by Switzerland on behalf of 23 States on joint submission of a sign post paper on autonomous weapons systems*, https://www.eda.admin.ch/content/dam/eda/en/documents/aussenpolitik/sicherheitspolitik/2022/20220311_joint-submission-intervention_gge-laws.pdf, accessed 26 December 2022.
- 9) Ray Acheson, “Intersessional meeting on autonomous weapons highlights two paths forward, and the urgency of action,” *CCW Report*, vol. 10, no. 3, 28 April 2022, pp. 1–4, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/reports/CCWR10.3.pdf>, accessed 26 December 2022.
- 10) 日本も、1998年に対人地雷禁止条約を批准したことから、対人障害システムとして、M18クレイモアに似た遠隔操作による手動起爆方式の指向性散弾を保有している。
- 11) 第1追加議定書36条は、締約国に新兵器に関する国内の合法性審査過程を制度化することで兵器の設計者や製造者の人道的関心の注意レベルを引き上げることが期待される。当該条項は、国内審査手続きの制度化を義務付けるが、軍事技術の秘匿性から事実認定の公表も判断基準の標準化も義務付けられていない。岩本誠吾「『新』兵器の使用規制—レーザー兵器を素材として」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』東信堂2004年381–383頁。36条の法解釈からすれば、兵器審査基準の標準化やその立法化の主張は、「ある法（*lex lata*）」ではなく、法政策論として「あるべき法（*lex ferenda*）」を述べているように思われる。
- 12) Ray Acheson and Allison Pytlak, “Autonomous weapons and questions of ethics, control, and accountability,” *CCW Report*, vol. 10, no. 4, 3 June 2022, pp. 1–5, accessed 27 December 2022.
- 13) *responsibility* は与えられた任務を行う義務をいい（責任がある）、*accountability* は与えられた任務の結果に対する答責性をいう（責任を負う）。Cf. SpriggHR, *Responsibility vs Accountability-What's the difference?* posted February 13, 2020, <https://sprigghr.com/blog/hr-professionals/responsibility-vs-accountability-whats-the-difference/>, accessed 29 December 2022.
- 14) 米国主導提案（注4）11項「如何なる事態においても、国際人道法に従って使用できないLAWS分野の新興技術に基づく兵器システムの開発を防止するために、・・・(d) 兵器システムは、それが使用される事態において区別原則や比例原則が要求するように、攻撃でのその効果が予期され制御されるように、そして、自律機能に依拠して実行された攻撃が当該システムを使用する人間の命令責任となるように開発されること」
- 15) 戦場での状況が流動的であり、所与事項の不確かさを意味する。クラウゼヴィッツ著（篠田英雄訳）『戦争論 上』岩波文庫1968年170頁。
- 16) 米国主導提案（注4）11項「(c) 兵器システムにおける自律機能は、兵器システムを使用する人間の命令に対する責任ではない攻撃を行うために使用されるよう設計されてはならない」
- 17) Laura Varella and Allison Pytlak, “Building a Foundation to Protect Humanity,” *CCW Report*, vol. 10, no. 5, 30 June 2022, pp. 1–6, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/reports/CCWR10.5.pdf>, accessed 29 December 2022.
- 18) SKRによれば、国際法遵守、倫理原則および安全保障の観点から自律兵器の開発・使用の広範なリスクが存在する。国際法関連のリスクとして、区別・比例・予防原則の遵守の潜在的不可能性、国際人権法（生命権保護、

- 非人間的取扱い禁止、プライバシー保護、差別禁止)の侵害、国際刑事法(特に、説明責任)の遵守の潜在的不可能性が挙げられる。倫理関連のリスクとして、人間をデータ化する非人間化、アルゴリズムによるバイアスの有害な効果が指摘される。安全保障関連のリスクとして、軍拡、紛争リスクの増加、武力行使の敷居低下、兵器システムの拡散の見込み、明確な禁止・規制の欠如である。*CCW Report*, vol. 10, no. 5, 30 June 2022, p. 2.
- 19) 米国主導提案(注4) 25項「リスク評価と軽減措置は、LAWS分野での新興技術に基づく兵器システムの設計、開発、実験および配備のサイクルの一部とすべきである」(指針原則(g)に基づいて)
- 20) 米国主導提案(注4) 12項b「LAWS分野での新興技術に基づく兵器システムの潜在的使用においてこれらの国際人道法の要件や原則を遵守するためには、特に、人間がその時に利用可能な情報の評価に基づき誠実に一定の判断をすることが求められる」(2019GGE報告17fに基づいて)
- 21) 米国主導提案(注4) 29項によれば、「意図せざる交戦(たとえば、文民、民用物または意図せざる軍事標的)のリスク軽減措置」として、(a) システムが攻撃できる標的の種類による制限措置、(b) 弾薬や兵器システムへの自己破壊、自己不活性化、自己中立化の装置の組み込みといった兵器システムの運用期間、運用範囲、運用規模による制限措置、(c) システム・オペレーターの自動化バイアスや人工知能(AI)の性能に内在する意図せざるバイアスの低減化措置、(d) 武力行使のタイミングや精密性の向上措置が列挙されている。
- 22) 米国主導提案(注4) 20項で列挙された12事例は、a. 法的審査(2019GGE報告書23b)、b. 厳格なシステム検査・評価(2019GGE報告書23b)、c. 物理的安全および非物理的(サイバーセキュリティを含む)保全の提供(指針原則(f))、d. 容易に理解可能な人間と機械のインターフェイスの組み込み(2019GGE報告書23b)、e. 政策・ドクトリン・手続きの確立(2019GGE報告書23bに基づいて)、f. 要員の訓練(2019GGE報告書23b)、g. 国家が説明責任を負う国内の法的枠組みの確保、h. 適切な交戦規則(rules of engagement)を通しての兵器使用の制限(2019GGE報告書23b)、i. 責任ある命令下での作戦実施、j. 侵害を含む事案報告、k. 侵害を含む事案の評価、調査その他の見直しの実施、l. 29項に記述したような意図せざる交戦リスクの軽減措置、である。
- 23) Ray Acheson, “Potential convergence confronts persistent obstinance at the GGE on autonomous weapons,” *CCW Report*, vol. 10 no. 6, 25 July 2022, pp. 1-4, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/reports/CCWR10.6.pdf>, accessed 4 January 2023.
- 24) *Working Paper of the Russian Federation “Application of International Law to Lethal Autonomous Weapons Systems (LAWS)”*, 18 July 2022, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/Russia_July2022.pdf, accessed 4 January 2023. ロシアの作業文書の最後に、諸国家間での経験や最良実践事例の自発的意見交換の重要性が言及されている。
- 25) *Working paper submitted by Finland, France, Germany, the Netherlands, Norway, Spain, and Sweden to the 2022 Chair of the Group of Governmental Experts (GGE) on emerging technologies in the area of lethal autonomous weapons systems (LAWS)*, 13 July 2022, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/G7_July2022.pdf, accessed 4 January 2023.
- 26) *Working Paper of the People’s Republic of China on Lethal Autonomous Weapons Systems (July 2022)*, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/China_July2022_english.pdf, accessed 4 January 2023. 中国は、自律性機能が殺害工程(killing chain)で使用されない場合(たとえば、情報収集・偵察ドローン)には、当該兵器の自律性は人道的懸念に関連しないと述べる。そして、GGEでは、遠隔制御兵器・自動兵器・自律兵器、攻撃兵器と防御兵器、対装備自律兵器と対人自律兵器のように、兵器を区別すべきと提唱する。
- 27) これは、「第6議定書」と題する全7条から構成される条約草案となっている(1条:一般規定、2条:特徴、

- 3条：禁止と規制、4条：兵器審査、5条：リスク軽減、6条：遵守、7条：締約国協議)。 *Draft submitted by Argentina Ecuador, Costa Rica, Nigeria, Panama, the Philippines, Sierra Leone and Uruguay*, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/G8_July2022.pdf, accessed 4 January 2023.
- 28) Laura Varella, “Discussions on proposals,” *CCW Report*, vol. 10 no. 7, 26 July 2022, p. 2–4, accessed 4 January 2023.
- 29) 米国主導提案（注4）によれば、10項は、生来、不必要な苦痛を与える LAWS や無差別的性質の LAWS の使用禁止を、11項は国際人道法に従って使用できない LAWS の開発防止のための設計を規定している。
- 30) 注24。
- 31) Ray Acheson, “Discussions on the draft report,” *CCW Report*, vol. 10 no. 7, 26 July 2022, pp. 5–6.
- 32) *Draft Report: First Version (25 July)*, CCW/GGE.1/2022/CRP.1, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/chair-draft-report1.pdf>, accessed 5 January 2023.
- 33) CCW/GGE.1/2019/3, Annex IX, p. 13, 25 September 2019.
- 34) Laura Varella, “Discussions on the draft: paragraphs 15–17,” *CCW Report*, vol. 10 no. 8, 27 July 2022, pp. 2–5, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/reports/CCWR10.8.pdf>, accessed 5 January 2023.
- 35) 「17項 LAWS 分野での新興技術に基づく兵器システムは、次の場合に、保有、開発、使用に向けての配備または使用してはならない。a. 国際人道法、特に、攻撃時の区別・比例・予防の諸原則が状況により要請するように、攻撃の効果が予期もしくは制御できない方法で設計されまたは使用される場合、b. 命令の下でそのシステムが使用されるという人間の命令責任とならない攻撃を行うよう設計されまたは使用される場合。」
- 36) 「LAWS 分野での新興技術に基づく兵器システムは、その効果が十分に理解、予想および説明できない場合に開発または使用してはならない。」
- 37) Ray Acheson, “Discussions on the draft report: paragraphs 18–22,” *CCW Report*, vol. 10 no. 8, pp. 5–11.
- 38) 「LAWS 分野での新興技術に基づく兵器システムの使用から結果として生じる、意図せざる交戦、偶発的な文民の死傷や民用物の損害に対応するために、当事国は次の措置を含めて、兵器システムのライフ・サイクルに亘る措置を作成し採択すべきである。a. そのシステムが交戦する標的の種類を制御、制限、その他、影響を与える措置、b. 自己破壊、自己不活性化または自己中立化メカニズムを弾薬および兵器システムの組み込むことなど、そのシステムの作用する期間、地理的範囲および規模を制御、制限、その他、影響を与える措置、c. 人間のオペレーターは、情報を与えられ、その使用状況において国際人道法を遵守するために武力行使の決定を下しその制御を行使する権限が付与されるよう確保する措置、d. 兵器システムの全ライフ・サイクルの設計、開発、実験および配備段階にリスク評価を組み込む措置、e. システム・オペレーターにある自動化バイアスや兵器システムの使用に関連する人工知能の性能における意図せざるバイアスを低減化する措置。」
- 39) 自動化支援システムや意思決定支援システムに過度に依存することにより、自動化されていない指示に、たとえ、それが正しくても、従わない傾向が見られることを指す。
- 40) 「LAWS 分野での新興技術に基づく兵器システムの使用において国際人道法を遵守するには、特に、その時に利用可能な情報の評価に基づく善意の人的判断および武力行使の決定を下しそれを制御するオペレーターの能力が必要とされる。さらに、人間は、常に、武力行使の決定について適用可能な国際法に従って説明責任を負わなければならない。」
- 41) 「国家の国際違法行為すべては、LAWS 分野での新興技術に基づく兵器システムを含む行為を含めて、当該国家の国際責任を伴う。国家職員およびすべての軍隊構成員といった国家機関の行為は、適用される国際法に従って、LAWS 分野での新興技術に基づく兵器システムの使用に関連する作為および不作為を含めて、当該国家に

帰属する。]

- 42) 「国際法上の国家の義務に従って、国家は、LAWS分野での新興技術に基づく潜在的な兵器システムを含めて、新たな兵器または戦闘の手段もしくは方法の研究、開発、取得または採用に当たり、その使用が国際法により一定の場合またはすべての場合に禁止されているか否かを決定しなければならない。」
- 43) 「AWS分野での新興技術に基づく兵器システムに関連する措置は、次の項目に対応すべきである。a. すべての状況において使用が禁止されている兵器、b. 他の使用の禁止または制限、c. 責任と説明責任、d. 人間と機械の相互作用および法的審査に関する優良実践事例、e. リスク評価と軽減措置。」
- 44) Laura Varella, “Morning discussions on the draft report,” *CCW Report*, vol. 10 no. 9, 28 July 2022, pp. 2–4, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/reports/CCWR10.9.pdf>, accessed 6 January 2023.
- 45) 手続き規則49条(非政府機関の代表)によれば、公式会合(public meetings)に出席させる代表を指名でき(1項)、本会合で特別な権限を有する問題について口頭発言(oral statements)ができる(2項)。CCW/CONF.V/4, 28 September 2016, p. 11.
- 46) 「部会は、次のように勧告する。a. 条約の趣旨と目的との文脈において、部会は、提案の考察を強化し、そして、条約内の現行議定書の事例や自律型致死兵器システム分野での新興技術に関する規範的および運用上の枠組みに関連する他の選択肢を考慮すること、自律型致死兵器システム分野での新興技術に関する政府専門家会合の勧告や結論を基礎にすること、そして、法的、軍事および技術的な側面の専門的見解を持ち込むことを含めて、コンセンサスにより、あり得る措置を作り上げることを目的とする。b. 自律型致死兵器システム分野での新興技術の枠組みは、部会が第6回再検討会議で合意されたマנדートに従って発展させるべきである。c. 第6回再検討会議の手続き規則は、部会に対して、必要な変更を加えて(mutatis mutandis)、適用される。d. 部会は、その作業を行い、コンセンサスでその報告書を採択し、締約国会議に報告書を付託する。CCW スポンサーシップ・プログラムの目標に従ってすべての締約国の可能な限りの最も広範な参加が奨励される。e. 部会は、2023年にジュネーブにおいて合計 [xx] 日間会合する。」
- 47) フィンランド、豪州、フランス、英国、ノルウェー、スペイン、米国、アルゼンチン、スイス、ニュージーランド、スウェーデン、オランダ、エクアドル、イタリアの14か国がドイツ提案を支持した。
- 48) Ray Acheson, “Afternoon discussions on the draft report,” *CCW Report*, vol. 10 no. 9, pp. 4–5.
- 49) Ray Acheson, “Editorial: Road to nowhere,” *CCW Report*, vol. 10 no. 10, pp. 1–2, <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/reports/CCWR10.10.pdf>, accessed 6 January 2023.
- 50) CCW/GGE.1/2022/2, 31 August 2022.
- 51) 注49, *CCW Report*, vol. 10 no. 10, p. 2.
- 52) Allison Pytlak and Laura Varella, “General Exchange of Views,” *CCW Report*, vol. 10 no. 11, 22 November 2022, pp. 4–5, <https://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/hcp-meeting/reports/CCWR10.11.pdf>, accessed 7 January 2023.
- 53) *Joint Statement on Lethal Autonomous Weapons Systems First Committee, 77th United Nations General Assembly Thematic Debate-Conventional Weapons*, 21 October 2022, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com22/statements/21Oct_LAWS.pdf, accessed 7 January 2023. 70か国の中には米・英・日・仏・独・伊・豪・韓・加が含まれるが、他方、印・露・イスラエルはそれに参加しなかった。具体的に、共通理解として、国際人道法に従って使用できない自律兵器システムの禁止とその他の種類の自律兵器の規制という2層アプローチおよび人的要素が武力行使の中核であり、そうでなければならないという認識がある。そして、人間が兵器

システムの使用に関連して適切な制御、判断および関与（appropriate control, judgement and involvement）を行使する必要性が強調された。

- 54) Allison Pytlak and Laura Varella, “Consideration of the Report of the Group of Governmental Experts on Autonomous Weapons,” *CCW Report*, vol. 10 no. 11, 22 November 2022, pp. 8–11.
- 55) A/HRC/51/L.25, 30 September 2022. その決議によれば、軍事領域での新興技術の利用、特に自動化された意思決定様式が人権侵害を犯し、侵害を促進する可能性がある（前文8項）。そのために、人権理事会は、人権諮問委員会に当該技術の人権上の含意に関する研究を準備し人権理事会60会期にその研究を提出するように要請した（本文1項）。
- 56) *Position Paper of the People’s Republic of China on Strengthening Ethical Governance of Artificial Intelligence (AI)*, CCW/MSP/2022/WP. 1, 16 November 2022, [https://unoda-documents-library.s3.amazonaws.com/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Meeting_of_High_Contracting_Parties_\(2022\)/CCW-MSP-2022-WP.1_-_English.pdf](https://unoda-documents-library.s3.amazonaws.com/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Meeting_of_High_Contracting_Parties_(2022)/CCW-MSP-2022-WP.1_-_English.pdf), accessed 8 January 2023.
- 57) Ray Acheson and Laura Varella, “Consideration of the Draft Final Report,” *CCW Report*, vol. 10 no. 11, p. 16.
- 58) Final Report (Advance version), CCW/MSP/2022/7, 24 November 2022, [https://unoda-documents-library.s3.amazonaws.com/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Meeting_of_High_Contracting_Parties_\(2022\)/CCW-MSP-2022-7-Advance_version.pdf](https://unoda-documents-library.s3.amazonaws.com/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Meeting_of_High_Contracting_Parties_(2022)/CCW-MSP-2022-7-Advance_version.pdf), accessed 8 January 2023.
- 59) 注2、「前掲論文」11頁。
- 60) 岩本誠吾「先端科学技術と武力紛争法規制—オスロ・マニュアルを素材として」『京都産業大学世界問題研究所紀要』37巻2022年3月79–80頁。
- 61) 齋藤鎮男『続・国際連合の新しい潮流』新有堂1991年68頁。位田隆一「コンセンサス方式」国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』2005年400–401頁。
- 62) 岩本誠吾「第6章 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の成立過程—軍事大国と弱小国の相剋と妥協—」榎本珠良編著『禁忌の兵器—バーリアウエボンの系譜学』日本経済報論社2020年262頁。